

京都市特定環境保全公共下水道事業条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第116号）（上下水道局経営戦略室及び下水道部管理課）

- 1 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、下水道使用料及び口座振替の方法により下水道使用料を納入するときに減額する額に乗じる消費税及び地方消費税の税率を「100分の108」から「100分の110」に改めることとしました。
- 2 その他規定を整備しました。

この条例は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴う改正規定については平成31年10月1日から、その他の規定整備については平成31年4月1日から施行することとしました。

なお、税率を改めた後の下水道使用料等については、平成31年11月1日（2月の汚水排出量の認定を行う場合にあつては、同年12月1日）以後に認定する汚水排出量に係る分について適用することとします。

京都市特定環境保全公共下水道事業条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第116号

京都市特定環境保全公共下水道事業条例の一部を改正する条例

京都市特定環境保全公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項後段中「変更しようとするとき及び」を「変更し、又は」に改め、同条第2項前段中「水洗便所から排除されるものを除く。」を削り、「排除しようとする」を「排除することとなった」に改め、同項後段中「変更しようとするとき及び」を「変更し、又は」に、「やめようとする」を「やめた」に改める。

第16条第1項前段、第17条第1項前段及び第18条第1項前段中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第28条第2項前段中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項後段を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特定環境保全公共下水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定は、平成31年11月1日（改正後の条例第21条第5項の規定により2月の污水排出量の認定を行う場合にあつては、同年12月1日。以下「適用日」という。）以後に認定する污水排出量に係る下水道使用料について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第28条第2項の規定は、適用日以後に認定する污水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額について適用し、適用日前に認定する污水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額については、なお従前の例による。

(上下水道局経営戦略室及び下水道部管理課)